

**地方公会計所有外管理資産の計上支援業務委託
公募型プロポーザル 審査要領**

1. 目的

この要領は、地方公会計所有外管理資産の計上支援業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき実施する公募型プロポーザルにおいて、参加者からの提出物に基づき、委託候補者を公平かつ適正に審査を行うために必要な事項を定めるものである。

2. 審査委員

和歌山県総務部公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員に任命された者 3 名とする。

3. 審査方法

審査委員は、公募型プロポーザル参加者から提出された企画提案書及び当該参加者によるプレゼンテーションをもとに、実施要領に定める委託候補者の選定方法に基づき審査するものとする。

4. 審査基準

審査基準及び配点は、下記に示すとおりとする。

項目	評価内容	評価基準	配点	
所有外管理資産の計上業務	業務実績	都道府県における固定資産台帳整備及び財務書類等作成支援と同種同規模の契約実績を有しているか。	25	90
	専門性	地方公会計の深い知見を有しているか。	10	
		公認会計士や専門技術者など、従事者の配置体制が整っているか。	10	
	提案内容の妥当性と業務手法	対象となる所有外管理資産を漏れなく調査・特定し、合理的に評価・算定する具体的なアプローチを提案できているか。	25	
	業務実施体制とスケジュール管理	限られた期間内で、遅滞なく業務を完了させる実行可能性を有しているか。 トラブルに対する的確な対応が可能であるか。	20	
見積金額（価格点）	事務局（管財課）にて、価格点計算式に基づき採点			10
			合計	100

※価格点計算式は、以下のとおりとする
 $10 \text{ 点} \times (1 - \text{見積金額} / \text{委託上限額})$ 小数点以下第 2 位を四捨五入

5. 評価及び得点の算出方法

- (1) 各評価基準について、各審査委員は下記のとおり 5 段階評価により 1～5 点の採点を行う。ただし、価格点については、事務局（管財課）にて算定式に基づき採点を行う。

評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
採点	5	4	3	2	1

- (2) 各評価基準について、提案をしていない又は提案の体裁が整っていない場合は、0 点とする。
- (3) 得点の算出方法は、(各審査委員の評価 1～5 点の合計 / 5 点 × 審査委員数) × 各個別点
に価格点を加えた合計点数とする。

6. 委託候補者の選定

- (1) 選定委員による評価後、事務局が審査票を回収し、点数を集計する。
- (2) 合計点が最上位の提案者を委託候補者として選定する。
- (3) 合計点が最上位の提案者が 2 者以上となった場合の措置
ア 最も多くの委員から最上位の評価を得た提案者を委託候補者として選定する。

【例】

	委員A	委員B	委員C	計
提案者A	85	90	95	270
提案者B	90	95	85	270

⇒ 提案者A：1 名、提案者B：2 名のため、提案者Bを選定

- イ 最上位の評価を与えた審査委員の人数が同数の場合は、「価格点」の合計が最も高い提案者を委託候補者として選定する。

- (4) 最低基準点の設定

価格点以外の得点について、配点の 9 割 (90 点 × 0.6 = 54 点) を最低基準点とし、最低基準点に満たないプロポーザル参加者は委託候補者として選定しない。

また、全参加者が最低基準点に満たなかった場合は委託候補者なしとし、再度プロポーザルを実施する。